

水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業（以下「補助事業」という。）の推進を支援するため、水俣市、芦北町及び津奈木町（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、水俣病関連施設等の地域環境資源を活用して地域全体を環境フィールドミュージアム化することにより地域の再生・振興を図ることを目的とする。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

補助事業者	区分	補助対象経費	補助率
水俣市 芦北町 津奈木町	提案型環境学習 フロンティア事業 ・環境学習来訪者 の受入れ体制・拠点整備	補助事業者が左欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、光熱水料、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金（ただし、共済費、給料及び職員手当等については、会計年度任用職員に関するものに限る。）	10分の10以内
水俣市	水俣病教訓発信事業 ・水俣市立水俣病資料館における情報発信や意識啓発の取組みに必要な事業		

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算定した額とする。

- (1) 補助対象経費の支出予定額と基準額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と(1)により選定さ

れた額とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じた額を算出する。ただし、規則第7条第1項の補助事業の変更があった場合には、当該申請に基づき知事が承認した額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 事業計画書 別記第2号様式

(2) 収支予算書 別記第3号様式

3 第1項の申請書の提出期限は補助事業を実施する年度の1月末日とし、熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課に提出するものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要項各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならないこと。

(2) 補助事業者が、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができること。

(3) 補助事業を中止又は廃止する場合には、別記第4号様式による申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、別記第5号様式により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円を超える機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまでは別記第6号様式の申請書を、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号。以下「承認基準」という。）に定める包括承認事項に係るものについては別記第6号様式の2による報告書を知事に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(6) 知事の承認を受けて前号の規定により財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事

業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(8) 補助事業の経理を行うに当たっては、当該補助事業以外の事業を厳に区別して行うものとする。

(9) 知事は、補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合又は第12条の規定による補助金の額の確定後、当該事業の対象から除外すべき事由が生じた場合においては、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、交付した補助金の全部又は一部の金額を県に納付させることができること。

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、別記第7号様式により速やかに知事に報告しなければならないこと。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税等相当額を県に納付させるものとする。

（決定の通知）

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第8条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

(1) 補助事業の内容の主要部分（補助目的に関わる事業内容）の変更

(2) 補助事業に要する経費の配分で20パーセントを超える増減を伴う変更

2 規則第7条第1項の変更申請書は別記第9号様式によるものとし、事業変更計画書及び収支変更予算書はそれぞれ別記第10号様式及び別記第11号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第12号様式）により、補助金の額に変更を生じない場合は変更承認通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、別記第14号様式によるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条の実績報告書は、別記第15号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 事業実績書 別記第16号様式

(2) 収支精算書 別記第17号様式

(3) 成果品 任意の様式

3 第1項の実績報告書の提出期限は、事業完了日から起算して1ヶ月以内又は補助事業が完了した日の属する年度の3月15日のいずれか早い日とし、その提出部数は3部とする。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第18号様式）により行うものとする。

(補助金の請求等)

第13条 規則第16条第1項に規定する請求書は、別記第19号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、概算払請求書（別記第20号様式）に概算払を必要とする理由を添付しなければならない。

(証拠書類の保管期間)

第14条 規則第23条に規定する別に定める期間は5年とし、別記第21号様式による補助金調書を作成するものとする。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年（2022年）3月1日から施行する。